

第36期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

令和4年8月25日（木曜日）
午前10時

場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿
グランドコンファレンスセンター

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

ファーマライズホールディングス株式会社

証券コード：2796

【ご来場自粛のお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日の会場へのご来場はお控えいただき、議決権行使書、又はインターネットにて事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場内は席の間隔を十分に取って設営するため、座席数に限りがございます。そのため、満席となった場合には、入場をお断りする可能性がございますので予めご了承ください。
- ・株主総会の運営も最小限の体制とし、議事は例年より時間を短縮して行う予定です。
- ・お土産のご用意はございません。
株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

目次

- 定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- 事業報告 …………… 4
- 連結計算書類 …………… 29
- 計算書類 …………… 31
- 監査報告書 …………… 33
- 株主総会参考書類 …………… 39
- 株主総会会場ご案内図 …………… 末尾

証券コード2796
令和4年8月3日

株主各位

東京都中野区中央1丁目38番1号
ファーマライズホールディングス株式会社
代表取締役社長 秋山 昌之

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記の通り開催いたします。

株主の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネットによる議決権行使をしていただくことを、強くご推奨申し上げます。

なお、書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って、**令和4年8月24日(水曜日)午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年8月25日(木曜日)午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
3. 目的事項
報告事項 1. 第36期(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.pharmarise.com/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.pharmarise.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

日 時：令和4年8月25日(木曜日) 午前10時

会 場：東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター



「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

(下記行使期限までに到着するようご返送ください)

行使期限：令和4年8月24日(水曜日) 午後6時まで



インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



行使期限：令和4年8月24日(水曜日) 午後6時まで

パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスの上、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9:00~午後9:00

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までには取扱いを休止させていただきます)
- ② パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ⑤ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類

事業報告

第36期（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和3年6月1日～令和4年5月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられています。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、景気が持ち直していくことが期待されていますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大、ウクライナ情勢の行方及び円安進行・原材料価格の高止まり等による下振れリスクに十分注意する必要がある状況です。

調剤薬局業界におきましては、医療費抑制等の社会的要請を背景に、引き続き後発医薬品の使用拡大及びセルフメディケーションに対する取り組み強化、並びに厚生労働省の発表した「患者のための薬局ビジョン」への対応が求められるとともに、令和元年12月4日には5年ぶりとなる「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「薬機法」といいます）の改正がありました。主な変更内容としては、薬剤師による継続的な薬剤使用状況の把握・服薬指導義務の法制化、テレビ電話等による服薬指導の導入、添付文書の電子的提供の原則化、地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の導入等となります。

そして、周辺業種からの参入により競争が激化すると同時に、令和2年4月及び令和4年4月の診療報酬・薬価改定、令和3年4月の薬価改定の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、更なる経営努力が求められる事業環境となっております。

こうしたなか、当社グループは令和3年12月24日に「中期経営計画LSG（Leading to Sustainable Growth）2024」を公表し、平成30年11月8日に公表した「中期経営計画SFG（Steps for Future Growth）2021～成長を目指した経営基盤の構築」（以下、「前・中期経営計画」といいます）を基に、株主価値の更なる向上を目指し、競争力を強化し成長していくため、①投資家に選ばれる会社になるための取り組み強化、②調剤事業を核とした事業展開による収益獲得強化、③経営基盤の更なる強化による収益構造の改善を推進してまいります。

当社グループは、前・中期経営計画に基づき競争力の強化を行うための高齢者に対する健康寿命延伸プログラムとして「継続支援プログラム」「ヘルシーライフアドバイザー」を推進する等の他、従来からの地域医療（在宅医療及び施設調剤）、後発医薬品使用拡大及び電子お薬手帳の普及・推進、また、セルフメディケーションへの対応や健康保険制度外事業の拡大等についても継続的に推進してまいりました。

当連結会計年度における業績は、売上高51,608百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益1,520百万円（前年同期比22.0%増）、経常利益1,517百万円（前年同期比17.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は447百万円（前年同期比5.0%増）となりました。

売上高につきましては、「収益認識に関する会計基準」（以下、「収益認識会計基準」といいます）適用、薬価改定及び物販事業の売上減少の影響等により、前年同期比1.4%の減収となりました。

利益面においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制の緩和を背景とした処方せん枚数の回復の兆しや調剤技術料の獲得増、販管費のコントロールによる経費削減の効果等を主な要因として、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに、前年同期比増益となりました。

セグメント毎の業績は次の通りであります。

（調剤薬局事業）

当連結会計年度における調剤薬局店舗は9店舗増加、6店舗減少で、当連結会計年度末時点において当社グループが運営する店舗数は301店舗となりました。増加した店舗は、ファーマライズ株式会社の新規開局の北海道1店舗、新潟県1店舗、千葉県1店舗、東京都1店舗、愛知県1店舗、大阪府3店舗、及び、沖縄県1店舗であります。

薬局運営面につきましては、選ばれる「かかりつけ薬局」となるために、①地域医療（在宅医療及び施設調剤）の実施、②後発医薬品推進、③患者情報の一元管理や重複投与・飲み合わせ・残薬確認強化の観点から電子お薬手帳「ポケットファーマシー」の利用促進、④24時間対応に向けた取り組みを継続しております。また、一般用医薬品や健康食品等のセルフメディケーション関連商品の販売及び継続支援プログラムの推進等を実施するセルフメディケーション・サポート店舗の展開に対する取り組みも、継続的に推進しております。

また、薬機法改正の薬剤師による継続的な薬剤使用状況の把握・服薬指導義務の法制化、テレビ電話等による服薬指導の導入についても、当社グループで開発している電子お薬手帳に実装している服薬フォロー機能、オンライン服薬指導アプリのポケットミーティングで対応が可能となっており実績も増えてきております。さらに、当社グループでも地域連携薬局は順調に増加しており、当連結会計年度末時点で96店舗となりました。専門医療機関連携薬局につきましても認定取得に向け準備を進めております。また、健康サポート薬局は当連結会計年度末には71店舗（前連結会計年度末比39店舗増）となりましたが、引き続き店舗数の増加に注力してまいります。

当連結会計年度における調剤薬局事業の業績は、「収益認識会計基準」や薬価改定の影響等により売上高は42,038百万円（前年同期比1.2%減）と減収になったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制の緩和を背景とした処方せん枚数の回復の兆しや調剤技術料の獲得

増、販管費のコントロールによる経費削減の効果等を主な要因としてセグメント利益は1,745百万円（前年同期比20.9%増）と増益になりました。

（物販事業）

当連結会計年度における調剤を併設しない本セグメントの店舗数は2店舗増加、6店舗減少で、当連結会計年度末時点において当社グループが運営する店舗数は45店舗となりました。

物販事業の主な内容は、ファーマライズ株式会社によるドラッグストア等の運営事業及び化粧品等販売事業、並びにコンビニエンスストアの運営事業であります。

本事業における当連結会計年度の業績は、売上高は7,602百万円（前年同期比4.5%減）、セグメント損失は146百万円（前年同期はセグメント損失42百万円）となりました。これは、ドラッグストアにおいては前期の新型コロナウイルス感染症による特需の一段落や感冒薬・花粉症関連薬の低迷、コンビニエンスストアにおいてはビジネス街等都心部での需要回復の遅れがみられたことが主な要因であります。

（医学資料保管・管理事業）

医学資料保管・管理事業は、調剤薬局事業の周辺業務として、株式会社寿データバンクが手掛ける紙カルテやレントゲンフィルム等の保管・管理事業であります。現時点では医学資料の保管・管理に対する需要は継続的に発生しておりますが、保管年数の短縮化等、経費削減の動きが徐々に発生してきており、新規顧客や周辺需要の獲得に向け積極的な営業活動を展開しております。

このような環境下、当連結会計年度における業績は、売上高は699百万円（前年同期比12.5%増）、セグメント利益は107百万円（前年同期比67.0%増）となりました。

（医療モール経営事業）

医療モール経営事業は、ファーマライズ株式会社がJR札幌駅内の「JRタワーオフィスプラザさっぽろ」で運営している医療モールに係る事業です。

医療モール経営事業における当連結会計年度の業績は、売上高は503百万円（前年同期比2.4%増）、セグメント利益は67百万円（前年同期比11.9%増）となりました。

（その他）

その他の事業の主な内容は、①株式会社ミュートスで行っている製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等、②株式会社メディカルフロントで行っている医療関連ITソリューション事業等、③株式会社レイケアセンターによる人材派遣事業、④株式会社ウィークによる有料職業紹介事業であります。

その他の事業における当連結会計年度の業績は、売上高は764百万円（前年同期比6.8%増）、セグメント利益は41百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

(2) 主要な事業内容（令和4年5月31日現在）

事業部門	事業内容
調剤薬局事業	医療機関の発行する処方せんに基づき一般患者に医薬品の調剤を行う調剤薬局の運営事業
物販事業	コンビニエンスストア及びドラッグストア等による、OTCや化粧品等、調剤薬品以外の物品販売事業
医学資料保管・管理事業	紙カルテやレントゲンフィルム等医学資料の保管・管理事業
医療モール経営事業	診療科目が異なる複数の診療所と調剤薬局を一つの建物・敷地に集約した施設（医療モール）の運営事業
その他	製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業、医療関連ITソリューション事業、有料職業紹介・人材派遣事業等

(3) 主要な事業所並びに使用人の状況（令和4年5月31日現在）

① 主要な事業所

イ. 本 社 東京都中野区中央1丁目38番1号

ロ. 店 舗 調剤薬局事業に係る店舗 301店舗

地域別の店舗の設置状況は、次の通りであります。

北 海 道	45 店	福 井 県	7 店
宮 城 県	10 店	山 梨 県	1 店
秋 田 県	2 店	岐 阜 県	2 店
山 形 県	1 店	静 岡 県	13 店
福 島 県	11 店	愛 知 県	14 店
茨 城 県	3 店	三 重 県	9 店
栃 木 県	1 店	滋 賀 県	2 店
群 馬 県	7 店	京 都 府	8 店
埼 玉 県	7 店	大 阪 府	47 店
千 葉 県	6 店	兵 庫 県	17 店
東 京 都	33 店	奈 良 県	4 店
神 奈 川 県	8 店	和 歌 山 県	4 店
新 潟 県	16 店	長 崎 県	5 店
富 山 県	4 店	宮 崎 県	1 店
石 川 県	6 店	沖 縄 県	7 店

(注) 上記店舗数には、物販事業併設店舗12店舗が含まれております。

物販事業に係る店舗 45店舗

地域別の店舗の設置状況は、次の通りであります。

北 海 道	1 店	石 川 県	1 店
千 葉 県	3 店	京 都 府	4 店
東 京 都	14 店	大 阪 府	17 店
神 奈 川 県	5 店		

ハ. 研究所 ファーマライズ医薬情報研究所（東京都文京区 ファーマライズ薬局文京店の2階）

② 使用人の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
1,544（325）	△2（△79）	39歳 9ヶ月	7年 11ヶ月

- （注）1. 上記は連結従業員数であります。また、従業員数の（外書）は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 2. 令和4年5月31日現在の当社の従業員数は、60名（出向者除く）であります。
 3. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 主要な借入先及び借入額（令和4年5月31日現在）

借入先	借入金残高
（株）みずほ銀行	2,256百万円
（株）三菱UFJ銀行	2,060百万円
A G 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,482百万円
（株）横浜銀行	1,185百万円
（株）三井住友銀行	1,106百万円

（注）上記借入金残高には、社債未償還残高を含めております。

(5) 資金調達、設備投資等

① 資金調達

当連結会計年度中は、銀行等より長期借入金20億円の資金調達を行っております。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は、6億円であり、その主たるものは、新規出店や店舗の改装に係る費用等（差入保証金等を含む）であります。

なお、上記の設備投資の実施額には、グループ全体において行った新規出店や店舗改装に係るものを含んでおります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第33期	第34期	第35期	第36期 (当連結会計年度)
売上高	51,728	51,030	52,324	51,608
経常利益	590	1,023	1,288	1,517
親会社株主に帰属する当期純利益	23	577	426	447
1株当たり当期純利益	2円55銭	61円11銭	45円83銭	47円99銭
総資産	24,217	25,206	24,724	23,746
純資産	5,619	5,946	6,331	6,699

(注) 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ファーマライズ(株)	10百万円	100.0%	調剤薬局の経営、物販事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含む10社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はございません。

(8) 対処すべき課題

① 規模の拡大と積極的な新規出店

規模の拡大を目的として、継続的に新規出店を実施していくことが経営上の重要課題であると考えております。このために、従来からの新規出店に関する情報入手ルートの活用・深耕の他に、新たなルートを開拓することが店舗開発上の課題と認識しております。また、当社グループは、既存の店舗網をさらに充実させ、かかりつけ薬局として地域医療に貢献していくためにもドミナント展開を強化してまいります。この目的に沿って、医薬分業率の低い地域を重点開発地域として情報の収集を図り、より地域密着の開拓に努めてまいります。

また規模の拡大は単位当たりの管理コストの低減とともに、仕入に関し一定のバイイングパワー形成に寄与し、医薬品卸やその他業者との価格交渉を有利に運ぶメリットがあります。

② 変化への対応と質的向上

調剤薬局業界は医療法、健康保険法によって調剤技術料、薬価等が定められており、そのために隔年で実施される医療法の改正等の影響を受けます。また社会の変化につれて医療の質も時々刻々変化しており、調剤薬局に対するニーズも今後一層強まっていく半面、競争が激化しております。

当社グループは応需処方せん枚数の維持・増加のために、変化するニーズを適確に捉え、積極的にサービスをそのニーズに反映させていく方針であります。現在は、1. 顧客の満足度を高めるホスピタリティの実践、2. 当社独自のヘルシーライフアドバイザーの育成及び利用者のこころとからだの健康保持・増進活動の支援、3. 今後の高齢化をにらんだ在宅医療への対応、などを経営課題と考えております。

またニーズに適切に対応するためには、最新の専門情報の収集、蓄積や薬剤師の質的向上が必要となります。当社は、従来から学術研究の充実に取り組み、薬学、医療事務等自主的研究を重ねるとともに、教育・研修に関する専門部署を設けて、人材育成のため研修制度の質的向上を図ってまいりました。こうした地道な取り組み姿勢が質の高い薬剤師の確保にもつながるものと考えております。

③ リスク管理の徹底

イ. 調剤過誤への対応

調剤薬局は医療機関であり、患者の生命、健康に関わる業務です。特に調剤過誤は、健康を損なうおそれがあり、徹底的に防止することが使命であると認識しております。当社では過誤のリスクに対し、委員会組織を設けてその防止に取り組んでおります。また、現場の店舗では

「過誤防止検討会」を開催して、過誤、インシデント（調剤の過程で起こる何らかの間違い）の事例研究を行い、本部では「過誤防止委員会」が、各店の報告に基づいて全社レベルでの状況を把握し、対策を検討した上で対応を指導しております。過誤が発生した場合には、適正かつ迅速に対応するため「調剤過誤判定委員会」が過誤のレベルを判定し、重大な過誤が発生した場合には、「過誤対策委員会」が組織的かつ迅速に対応を決定し指示しております。

このように当社では調剤過誤を防止するため、現場から本部まで連携の組織を設け、重層的な組織対応で防止に取り組んでおります。

ロ. 個人情報保護への対応

調剤薬局チェーンは、膨大かつ重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、個人情報を取り扱う従業員や委託先（再委託先を含みます）に対して、適切な監督を行います。その主な内容は、1. 個人情報保護方針の策定、2. 個人データの取り扱いに係る規律の整備、3. 組織的安全管理措置、4. 人的安全管理措置、5. 物理的安全管理措置、6. 技術的安全管理措置です。

また、「個人情報保護委員会」を設け、すべての部門に個人情報管理責任者を配置しております。別途、店舗向け研修実施の他、実務レベルでのマニュアルを作成し、現場保管を義務付けております。このマニュアルの実施状況については随時内部監査・統制室が監査を実施し、随時フォローを行っております。その他、全従業員から「個人情報保護に関する誓約書」を徴求して個人情報に対する意識を啓蒙するとともに、入退室管理方法の徹底、情報廃棄方法のルール化等を行い、電子データの管理方法の徹底、暗号化等を行っております。

このように当社グループでは個人情報漏洩を防止するため、体系的かつ網羅的に対策を講じ、随時管理の精度向上に努めております。

④ オペレーションの効率化

広範な地域で多店舗展開を営む事業形態にあつては、店舗のオペレーションの効率化は必須の経営課題であり、これをIT化等の投資によって推進できることが、大企業の優位性であります。また規制が多く、収益確保に制約の多い調剤薬局事業においては、オペレーションの効率化が個別の店舗の採算確保の基礎であります。

こうした認識のもと、当社は店舗における煩雑な業務のオペレーションを常に見直し、効率化すると同時に、業務のIT化等も推進して、店舗の運営コスト低減に努めております。

⑤ 後発（ジェネリック）医薬品への対応

後発（ジェネリック）医薬品の強力な普及推進が国策として促されております。当社は、内部研究機関である「ファーマライズ医薬情報研究所」を中心に信頼のおける後発医薬品の選定を行い、患者及び病院、クリニック等の医療機関の要望に極力対応できる体制の整備に努めております。

⑥ コンプライアンスへの取り組み

当社グループでは、コンプライアンスの認識不足に起因する不祥事の発生を根絶するために、平成22年7月にコンプライアンス委員会を設置いたしました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙・教育活動に徹底的に努めてまいります。

⑦ 内部統制システムの強化

当社グループにおいて、内部統制システムの構築は最重要事項の一つと認識しております。当社では、内部監査・統制室を設置し、コーポレートガバナンスを担う各機関との連携を密にすることで、店舗やグループ企業の拡大にも柔軟に対応できる体制を構築するべく鋭意努めております。

⑧ 業務とグループ組織構造の見直しによる収益構造の改善

わが国では高齢者人口の増加に伴い国民医療費は増加傾向にあります。一方で薬価改定や後発医薬品使用促進強化等により、市場成長率の鈍化傾向が予想されております。また処方せん枚数も伸長していく見込みではありますが、薬価改定や調剤報酬の抑制による処方せん単価の下落により、適切な対策なしでは利益率の漸減傾向は回避できないものと予想しております。

このような事業環境下においても適正な利益水準を確保していくために、業務オペレーションとグループ組織構造の見直しを進めてまいります。具体的には、店舗業務のみならず本部業務のオペレーションも棚卸しを実施し、恒常的な見直しを行いながら対象となる作業の自動化・効率化を図ることにより、コストの削減に取り組んでまいります。またグループ形態を変革し、役割分担やコストの見直しをしていくことで販売管理費の削減にも努めてまいります。

⑨ サステナビリティに対する取り組み

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な取り組みを通じて地域社会に貢献することを使命としております。そのためにも長期的に成長していくことが不可欠であり、環境・社会・経済などを将来にわたって適切に維持・発展させていくための持続可能性（サステナビリティ）を重視・配慮した経営をしていくべきであると考えております。こうした考えから、サステナビリティ委員会を新設するとともに、「環境」「社会」「ガバナンス」など、いわゆるE S Gに関する取り組み等の強化を図ってまいります。

⑩ デジタルトランスフォーメーションに対する取り組み

オンライン服薬指導、オンライン資格確認の導入、及び2023年1月からの電子処方せんの運用開始など、医療を取り巻くデジタルトランスフォーメーションは加速しております。当社グループは、これら外部環境の変化に適応するため、昨年6月にDX推進部を設置いたしました。IT技術を活用した働き方の見直しや各部門を一気通貫するシステム運用等、社内業務の効率化に止まらず、デジタルトランスフォーメーションを強化し、次世代薬局の構築に向けても取り組んでまいります。

当社グループが対処すべき課題として認識している事項は以上であります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の名等 (令和4年5月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大野 利美知	代表取締役会長 (CEO)	ファーマライズ(株)取締役会長
大野 小夜子	取締役副会長	ファーマライズ(株)取締役 (株)レイケアセンター取締役
秋山 昌之	代表取締役社長 (COO)	ファーマライズ(株)取締役 (株)ケミスト取締役 (株)寿データバンク取締役 (株)ヘルシーワーク取締役 (有)サン・メディカル取締役 (株)ミュートス取締役
松浦 恵子	専務取締役	ファーマライズ(株)代表取締役社長 (株)ヘルシーワーク取締役
沼田 豊	取締役	(株)ミュートス取締役 (株)メディカルフロント取締役 (株)ウィーク取締役 ポケットファーマシー販売(株)取締役
菅野 洋	取締役	—
渡邊 則夫	取締役	(株)遠興取締役会長
多田 宏	取締役	タスマン(株)代表取締役社長
戸田 一誠	取締役	公益財団法人立正育英会 評議員 東京商工会議所練馬支部 評議員 同商工会議所同支部サービス・情報産業分科会長
原 知己	取締役	FCM(株)取締役 NJT銅管(株)取締役 ブレクスHD(株)取締役 (株)タンケンシールセーコウ取締役 (株)ヤマト取締役 アウトルックコンサルティング (株) 取締役 ディップソール(株)代表取締役会長 東栄産業(株)代表取締役社長 興人フィルム&ケミカルズ(株)代表取締役会長 (株)緑測器代表取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中西雅也	取締役	ディップソール(株)取締役 東栄産業(株)取締役 F C M(株)取締役
小高芳夫	常勤監査役	ファーマライズ(株)監査役 (株)レイケアセンター 監査役 (株)寿データバンク 監査役 (株)ミュートス 監査役 (株)ケミスト 監査役 (株)メディカルフロント 監査役 (株)ヘルシーワーク 監査役 (株)ウィーク 監査役 (有)サン・メディカル 監査役 ポケットファーマシー販売(株)監査役
榎本孝之	監査役	榎本公認会計士事務所 公認会計士
園部経夫	監査役	(株)タカゾノテクノロジー 取締役 (株)タカゾノ 代表取締役会長 商工組合 日本医療機器協会 理事

- (注) 1. 渡邊則夫、多田宏、戸田一誠、原知己及び中西雅也の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 榎本孝之及び園部経夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 榎本孝之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、いずれの役員とも個別の責任限定契約を締結しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、令和3年9月以降の取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年8月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役、取締役の業務執行を監査する監査役及び社外監査役には、基本報酬（定額報酬）のみを支払う方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次の通りです。

イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬は、基本報酬のほか、非金銭報酬（譲渡制限付株式割当報酬）により構成し、役職位が上位となるに従い非金銭報酬の割合が多くなるよう、一定の算式に基づき基準額を決定する。業績連動報酬は、これを支給しない。

ロ. 上記イ. の報酬等の額又は非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は社外役員を交えて構成される指名・報酬委員会において審議した上で決定する。委員構成は社外役員（社外監査役を含む）を過半数とする。

ハ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、役職別に、経営姿勢・業績・在職年数等を勘案の上、決定するものとする。ただし、会社の業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合等、特別な事情がある場合は、株主総会の承認を得ることで、役員賞与を支給することがある。株主総会へ提出する役員賞与の金額等は、当該期間の各役員の業績への寄与度を勘案して決定する。なお、株主総会への議案の提出に際しては、支給を行う特別な理由（事情）や金額の計算根拠等、株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう配慮することとする。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、令和2年8月26日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度であります。当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として年額200百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（ただし、当該期間中に、割当対象取締役（以下、「対象取締役」という）が当社の取締役の地位から当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合には、本給付期日から当該退任までの期間とする）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が当社の取締役の地位から任期満了若しくは定年その他当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合はその相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限は解除されます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	224 (3)	178 (3)	- (-)	45 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	11 (2)	11 (2)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、取締役6人に対し年額5億円以内（ただし、使用人部分は含まない）と決議いただいております。
2. 上記とは別枠で、令和3年8月26日開催の第35期定時株主総会において譲渡制限付株式割当てのための報酬決定について、取締役6人に対し年額200百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、監査役3人に対し年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 原知己氏及び中西雅也氏の2名は無報酬のため、支給人数より除いて記載しております。
5. 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役 渡邊則夫氏は株式会社遠興の取締役会長を兼任しており、同社は当社と資本関係があり、かつ当社子会社と取引関係にあります。
- ・社外取締役 多田宏氏はタスマン株式会社の代表取締役社長を兼任しております。同社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 戸田一誠氏は公益財団法人立正育英会の評議員、東京商工会議所練馬支部の評議員及び同商工会議所同支部サービス・情報産業分科会の会長を兼任しております。同法人及び同商工会議所と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 原知己氏は、FCM株式会社の取締役、NJT鋼管株式会社の取締役、ブレクスHD株式会社の取締役、株式会社タンケンシールセーコウの取締役、株式会社ヤマトの取締役、アウトルックコンサルティング株式会社の取締役、ディップソール株式会社の代表取締役会長、東栄産業株式会社の代表取締役社長、興人フィルム&ケミカルズ株式会社の代表取締役会長、及び株式会社緑測器の代表取締役を兼任しております。10社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 中西雅也氏はディップソール株式会社の取締役、東栄産業株式会社の取締役、及びFCM株式会社の取締役を兼任しております。3社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 榎本孝之氏は榎本公認会計士事務所の公認会計士を兼任しております。同事務所と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 園部経夫氏は株式会社タカゾノテクノロジーの取締役、株式会社タカゾノの代表取締役会長及び商工組合 日本医療機器協会の理事を兼任しております。2社及び同商工組合と当社には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要
渡邊則夫	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち15回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から企業経営全般に係る意見を適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
多田 宏	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち15回に出席し、経営者及び教育者としての経験・知見から労務や企業財務に関する意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
戸田一誠	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち13回に出席し、宗教法人の任職及び公益財団法人の評議員としての豊富な経験や高い倫理的観点から適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
原 知己	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち16回に出席し、多くの企業における経営者としての事業改善の実績と高い見識から資本政策に係る意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
中西雅也	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち16回に出席し、多くの企業における経営者としての事業改善の実績と高い見識から経理財務に関する意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
榎本孝之	監査役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い専門知識から主に税務・会計に関して適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。
園部経夫	監査役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、経営者として培われた幅広く高度な知見と豊富な経験から適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。

(6) 当事業年度中における辞任した会社役員の状況

該当事項はございません。

(7) 前各号に掲げるもののほか会社役員に関する重要な事実

多田宏、戸田一誠、榎本孝之及び園部経夫の4氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度における監査報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度における監査報酬の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討し、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかを総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下の通り、当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、「内部統制」という）構築の基本方針を定めております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、当社及び子会社役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を中心に役職員教育等を行う。

内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。

これら活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。法律上疑義のある行為等について当社及び子会社従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス受付窓口を外部機関である法律事務所に設置し運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、稟議規程及び文書管理規程等に従い、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、稟議規程及び文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部統制部門が行い、子会社、店舗などにあっては事業会社統括部門が行うものとする。

新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項を審議するとともに、当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、当社及び子会社の業務執行を監督する。また取締役及び社員が共有する全社的な目標を定める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う担当取締役及び部門の長を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、内部統制部門長はこれらを横断的に推進し、管理する。

事業会社統括部門は関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理部門はその会計状況を定期的に監督する。また、内部監査は、子会社に対しても実施する。

なお、子会社の代表取締役は、原則四半期毎に当社に対して営業報告を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、要請があれば当該監査役に係る業務に優先的に従事し、その命令に関して、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事実を発見した場合は、すみやかに監査役へ報告する体制とする。また、内部監査部門は、定期的及び随時、監査役と会合を実施し、内部監査の実施状況等を監査役へ報告する体制とする。

なお、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてその他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人又は子会社の取締役等にその説明を求める。

なお、監査費用については、監査役の請求に従い会社が負担する。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社の各部門及び子会社は、内部統制部門のもとに、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢で臨み、組織的に対応する。

当社は、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時、対応部門を総務部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「企業倫理規程」や「コンプライアンス規程」等の諸規程、規則並びにガイドラインの策定及び「コンプライアンス受付窓口」の設置等を行っており、業務の適正を確保するための体制は整備されております。また、第30期に「コンプライアンス受付窓口」が外部機関に委託され、実効性がより強化された内部通報制度が運用されております。また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制が整備されております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等については、第36期内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社について当社内部監査・統制室がレビューしており、適正に運用されております。

リスク管理については、担当部署毎による対応を基本とする体制をとっておりますが、対応状況については、当社取締役会で把握されており、必要に応じて指導・監督されております。

子会社の事業の状況については、当社から派遣している取締役が出席する子会社の取締役会においても同様の体制が整備され運用が行われております。

5. 株式に関する事項

(1) 当事業年度末日における大株主の状況（上位10名）

株 主 名	所有する株式数（株）	持 株 比 率（%）
(株) ビ ッ ク フ ィ ー ル ド	3,015,000	32.2
日本マスタートラスト信託銀行(株)	426,100	4.6
中 北 薬 品 (株)	396,000	4.2
(株) バ イ タ ル ネ ッ ト	396,000	4.2
(株) ほ く や く	396,000	4.2
ファーマライズ従業員持株会	358,500	3.8
大 野 小 夜 子	349,780	3.7
ヒ グ チ 産 業 (株)	214,500	2.3
大 野 利 美 知	204,390	2.2
A G 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	182,400	2.0

(注) 持株比率は、自己株式（321,100株）を控除して計算し、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

(2) その他株式に関する事項

① 発行可能株式総数	31,398,000株
② 発行済株式総数	9,673,785株
③ 保有自己株式数	321,100株
④ 株主数	10,850名

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めるにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	58,270 株	6 名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

6. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

名称	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権	第4回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成25年8月27日	平成26年8月26日	平成27年8月25日	平成28年8月25日
区分	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	2名	2名
目的となる株式の数	47,390株	69,810株	56,750株	74,290株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の1個当たりの払込金額	5,619円	4,120円	4,300円	3,690円
権利行使時1株当たりの行使価格	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	平成25年9月27日から 令和25年9月26日まで	平成26年9月30日から 令和26年9月29日まで	平成27年9月16日から 令和27年9月15日まで	平成28年9月15日から 令和28年9月14日まで

名称	第5回株式報酬型 新株予約権	第6回株式報酬型 新株予約権	第7回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成29年8月24日	平成30年8月28日	令和元年8月28日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	5名	5名
目的となる株式の数	60,520株	78,570株	78,390株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の1個当たりの払込金額	4,310円	4,980円	4,610円
権利行使時1株当たりの行使価格	1円	1円	1円
権利行使期間	平成29年9月15日から 令和29年9月14日まで	平成30年9月19日から 令和30年9月18日まで	令和元年9月18日から 令和31年9月17日まで

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
 2. 上記の払込金額については、新株予約権者に対して、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。
 3. 権利行使の詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
 4. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、10株であります。

(2) 当事業年度中において当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成30年11月8日開催の取締役会決議に基づき、アスパラントグループ株式会社（東京都港区赤坂二丁目23番1号）が運営・管理するAG2号投資事業有限責任組合（東京都港区赤坂二丁目23番1号）に対して、以下の通り、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を行いました。

	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行決議日	平成30年11月8日
新株予約権の数（個）	13
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,600,000
新株予約権の行使時の払込金額（円/株）	570
新株予約権の行使期間	平成30年11月26日（西暦2018年11月26日） ～令和5年11月25日（西暦2023年11月25日）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格1株当たり285 資本組入額1株当たり285
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び同条第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（百万円）	1,482

※新株予約権付社債の発行時（平成30年11月26日）における内容を記載しております。

連結貸借対照表

(令和4年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,878	流 動 負 債	8,477
現金及び預金	3,991	買掛金	4,109
売掛金	484	1年内返済予定の長期借入金	2,276
商品及び製品	2,237	リース債務	214
原材料及び貯蔵品	65	未払費用	662
未収入金	3,786	未払法人税等	429
その他	319	賞与引当金	46
貸倒引当金	△5	店舗閉鎖損失引当金	50
固 定 資 産	12,866	その他	687
有 形 固 定 資 産	6,355	固 定 負 債	8,570
建物及び構築物	3,121	社債	1,482
機械装置及び運搬具	27	長期借入金	5,603
工具、器具及び備品	196	リース債務	337
土地	2,616	退職給付に係る負債	781
リース資産	278	資産除去債務	111
建設仮勘定	115	その他	255
無 形 固 定 資 産	3,629	負 債 合 計	17,047
のれん	3,220	純 資 産 の 部	
リース資産	215	株 主 資 本	6,405
その他	193	資本金	1,274
投 資 そ の 他 の 資 産	2,881	資本剰余金	1,529
投資有価証券	60	利益剰余金	3,811
長期貸付金	1	自己株式	△210
差入保証金	1,734	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△6
繰延税金資産	741	その他有価証券評価差額金	△0
その他	507	退職給付に係る調整累計額	△5
貸倒引当金	△164	新 株 予 約 権	208
繰 延 資 産	1	非 支 配 株 主 持 分	91
社債発行費	1	純 資 産 合 計	6,699
資 産 合 計	23,746	負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,746

連結損益計算書

(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		51,608
売上	原価		43,491
売上	総利		8,117
販売費及び一般管理費	益		6,596
営業外	利益		1,520
受取利息	息	1	
受取配当金	金	1	
受取賃貸料	金	17	
受取保険	金	61	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入		27	
その他		44	153
営業外費用			
支払利息	息	65	
支払賃貸料	金	10	
支払手数料	料	31	
新型コロナウイルス感染症対策費用		21	
その他		27	156
経常利益	益		1,517
特別利益	益		
固定資産売却益	益	2	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	額	21	23
特別損失	失		
固定資産除却損失	失	18	
減損	損	200	218
税金等調整前当期純利益	益		1,322
法人税、住民税及び事業税	税	816	
法人税等調整額	額	47	864
当期純利益	益		458
非支配株主に帰属する当期純利益	益		10
親会社株主に帰属する当期純利益	益		447

貸借対照表

(令和4年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,305	流 動 負 債	2,725
現金及び預金	1,603	短期借入金	240
貯蔵品	2	1年内返済予定の長期借入金	2,220
前払費用	43	リース債務	84
短期貸付金	464	未払金	89
未収金	191	未払費用	2
その他金	0	未払法人税等	61
貸倒引当金	△0	未払消費税等	20
固 定 資 産	12,255	預り金	5
有 形 固 定 資 産	237	固 定 負 債	7,026
建物	123	社債	1,482
構築物	0	長期借入金	5,378
車両運搬具	13	リース債務	156
工具、器具及び備品	18	その他	10
土地	70	負 債 合 計	9,751
リース資産	12	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	275	株 主 資 本	4,601
リース資産	206	資本金	1,274
その他	69	資本剰余金	1,507
投 資 そ の 他 の 資 産	11,742	資本準備金	1,222
投資有価証券	55	その他資本剰余金	285
関係会社株	11,287	利 益 剰 余 金	2,030
長期貸付金	186	利益準備金	3
繰延税金資産	39	その他利益剰余金	2,027
差入保証金	161	繰越利益剰余金	2,027
その他	107	自 己 株 式	△210
貸倒引当金	△95	新株予約権	208
繰 延 資 産	1	純 資 産 合 計	4,810
社債発行費	1	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,562
資 産 合 計	14,562		

損益計算書

(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,315
売上原価	-
売上総利益	1,315
販売費及び一般管理費	1,011
営業利益	304
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	133
受取保険金	54
その他	7
営業外費用	
支払利息	41
社債利息	3
支払手数料	31
その他	18
経常利益	406
特別利益	
固定資産売却益	2
特別損失	
減損損失	42
固定資産除却損	17
関係会社株式評価損	140
税引前当期純利益	208
法人税、住民税及び事業税	76
法人税等調整額	9
当期純利益	122

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年7月22日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 寛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠 田 友 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年7月22日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 寛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠 田 友 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査・統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年7月22日

ファーマライズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小高 芳夫 ㊟

監査役
(社外監査役) 榎本 孝之 ㊟

監査役
(社外監査役) 園部 経夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、第36期につきましては、以下の通りとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき14円 総額130,937,590円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年8月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">おのとしみち 大野利美知 (昭和25年4月16日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和46年11月 (株)マルタケ入社 昭和59年6月 当社設立と同時に代表取締役社長就任 平成9年1月 旧(有)みなみ薬局を買収し、代表取締役社長就任 平成12年2月 旧北陸ファーマシューティカルサービス(株)(現ファーマライズ(株))設立と同時に取締役就任 平成14年5月 組織変更により旧(株)みなみ薬局(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成19年9月 旧(株)ふじい薬局(現ファーマライズ(株))を買収し、代表取締役就任 平成21年6月 新設分割によるファーマライズ(株)設立と同時に代表取締役就任 平成21年9月 旧(株)ハイレンメディカル(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成25年3月 旧ファーマライズプラス(株)(現ファーマライズ(株))設立と同時に代表取締役就任 平成27年8月 当社代表取締役執行役員社長就任 平成27年10月 旧薬ヒグチ&ファーマライズ(株)(現ファーマライズ(株))を買収し、代表取締役社長就任 平成28年8月 当社代表取締役会長・CEO就任(現任) 平成29年6月 (株)ミュートス取締役就任 平成31年1月 ファーマライズ(株)取締役会長就任(現任) 令和2年3月 (株)ヘルシーワーク取締役就任</p>	204,390株
<p>(選任理由) 創業以来、長年にわたり代表取締役として当社の経営を担っており、業界及び経営全般にわたる豊富な見識と職務経験を有し、その経営手腕は社内外から高い評価を得ております。今後も当社グループ全体の業績向上、ガバナンスの確保、更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>おの の さ よ こ 大野小夜子 (昭和24年6月3日)</p> <p>再任</p>	<p>昭和48年4月 (株)マルタケ入社 平成元年7月 当社取締役就任 平成13年7月 当社常務取締役就任 平成19年9月 当社管理本部長就任 平成21年6月 新設分割によるファーマライズ(株)設立と同時に常務取締役及び取締役就任(現任) 平成21年8月 旧(株)みなみ薬局(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成27年8月 旧(株)双葉(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成28年8月 当社顧問就任 平成30年8月 当社常務取締役就任、執行役員就任 令和元年8月 (株)レイケアセンター取締役就任(現任) 令和2年8月 当社取締役副会長就任(現任)</p>	349,780株
<p>(選任理由) 平成元年に取締役に就任以降、現在は取締役副会長として、当社の人事・管理部門の強化に貢献し、豊富な経験と知見を有しております。今後も人事・管理部門の強化並びに当社グループ全体の更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	あき やま まさ ゆき 秋 山 昌 之 (昭和42年2月16日) 再 任	平成7年4月 旧(有)協和静岡入社 平成7年7月 同社代表取締役就任 平成9年2月 合併により当社取締役就任 平成13年4月 当社取締役教育・監査室長就任 平成15年12月 当社取締役内部監査室長就任 平成16年6月 当社取締役薬局統括部長就任 平成18年7月 当社取締役薬局統括部長 兼 ファーマライズ 医薬情報研究所所長就任 平成21年6月 新設分割によるファーマライズ(株)設立と同時 に専務取締役就任 平成21年9月 同社代表取締役社長就任 平成22年8月 当社専務取締役経営企画本部長 兼 ファーマ ライズ医薬情報研究所所長就任 平成23年10月 当社専務取締役執行役員統括本部長 兼 関係 会社統括部長就任 平成24年7月 当社専務取締役執行役員事業推進本部長 兼 企画推進部長就任 平成26年3月 旧(株)鬼怒川調剤センター(現ファーマライズ (株))代表取締役就任 平成27年8月 当社専務取締役執行役員事業推進本部長 兼 関係会社統括部長就任 平成28年8月 旧ファーマライズプラス(株)(現ファーマライズ (株))代表取締役就任 平成30年8月 当社代表取締役社長・COO就任(現任)、執 行役員就任 平成30年10月 (株)ケミスト取締役就任(現任) 平成31年1月 ファーマライズ(株)取締役就任(現任) 令和2年3月 (株)寿データバンク取締役就任(現任) (株)ヘルシーワーク取締役就任(現任) 令和2年4月 (有)サン・メディカル取締役就任(現任) 令和3年8月 (株)ミュートス取締役就任(現任)	29,720株
(選任理由) 平成9年に取締役に就任後、当社要職を歴任。長年にわたり経営幹部として当社業務全般に精通し、 現在は代表取締役社長として当社事業を主導し実績をあげております。今後も当社グループ全体のシ ナジー効果の創出、更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするも のであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>まつ うら けい こ 松 浦 恵 子 (昭和31年12月20日)</p> <p>再任</p>	<p>昭和54年 9月 医療法人安仁会水沢病院入社 昭和58年 5月 医療法人暁純会榊原温泉病院入社 平成12年 4月 当社入社 平成21年 8月 旧(株)みなみ薬局(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成21年 9月 同社取締役事業部長就任 平成22年10月 旧(有)ハイコーポレーション(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成24年10月 旧(株)みなみ薬局(現ファーマライズ(株))及び旧(株)北町薬局(現ファーマライズ(株))代表取締役就任 平成24年11月 当社執行役員就任 平成24年12月 旧日本メディケア(株)(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成25年 6月 旧(株)東京みなみ薬局(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成28年10月 当社事業推進本部薬局統括部長就任 旧東海ファーマライズ(株)(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成29年 8月 旧(株)フォーユー(現ファーマライズ(株))取締役就任 平成30年 8月 当社専務取締役就任(現任) 旧関西ファーマライズ(株)(現ファーマライズ(株))代表取締役就任 平成31年 1月 ファーマライズ(株)代表取締役社長就任(現任) 令和 3年 8月 (株)ヘルシーワーク取締役就任(現任)</p>	38,950株
<p>(選任理由) 平成12年4月、薬剤師として入社。以後、当社グループ会社の取締役を歴任。現在は専務取締役及びファーマライズ(株)代表取締役社長として、当社グループのコア事業である調剤薬局事業の業績向上等に貢献しており、今後も当社グループの業績向上、更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	<p style="text-align: center;">ぬま た ゆたか 沼 田 豊 (昭和38年7月26日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>昭和62年 4 月 山一証券(株)入社 平成10年 2 月 旧富士証券(株)(現みずほ証券(株))入社 平成24年 2 月 当社入社 平成26年 3 月 旧(株)鬼怒川調剤センター(現ファーマライズ(株)) 取締役就任 平成27年 8 月 当社経営企画部長就任 平成27年10月 旧薬ヒグチ & ファーマライズ(株)(現ファーマラ イズ(株))取締役就任 平成28年 8 月 当社執行役員経営戦略本部長就任 平成29年 3 月 旧(有)エム・シー(現ファーマライズ(株))取締役就 任 平成29年 6 月 (株)ミュートス取締役就任(現任) 平成30年 6 月 (株)メディカルフロント取締役就任(現任) 平成30年 6 月 ポケットファーマシー販売(株)取締役就任(現任) 平成30年 8 月 当社取締役就任(現任) 令和 2 年 5 月 (株)ウィーク取締役就任(現任)</p>	2,740株
<p>(選任理由) 平成24年2月入社、以後、当社グループ会社の取締役を歴任。現在も取締役として当社グループの業 績向上に資する経営戦略の策定やグループ事業会社の経営指導にあたり、実績を積み上げておりま す。当社グループの事業に精通し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、 これまでの経験を当社経営に活かすことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであ ります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	<p style="text-align: center;">かの ひろし 菅野 洋 (昭和48年2月6日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>平成7年4月 旧(株)エンゼル調剤入社 平成13年1月 同社と当社との合併により、当社転籍 平成16年6月 当社薬局統括部薬局運営課長就任 平成19年9月 当社関連事業部長就任 平成22年4月 当社グループ業務運営部長就任 当社統括本部長就任 平成22年10月 当社取締役統括本部長 兼 関係会社統括部長就任 平成23年8月 ファーマライズ(株)代表取締役就任 平成23年10月 当社執行役員就任 平成24年8月 当社取締役執行役員就任 平成26年6月 当社取締役執行役員地域医療推進室長就任 平成28年9月 当社執行役員事業推進本部副本部長兼地域医療推進室長 平成30年10月 当社経営企画部長就任 平成31年3月 当社人事部長就任 令和2年8月 当社取締役就任(現任)</p>	5,780株
<p>(選任理由) 平成13年1月、薬剤師として入社。以後、当社グループのコア事業である調剤薬局事業に携わり、業績向上等に貢献、現在は当社人事部長として、人事・採用・研修部門を牽引しております。当社グループの事業に精通し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、これまでの経験を当社経営に活かすことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	わた なべ のり お 渡 邊 則 夫 (昭和25年4月12日) 再 任 社 外	昭和44年 4月 (株)遠興入社 平成 3年11月 同社取締役就任 平成 5年10月 同社常務取締役就任 平成17年10月 同社代表取締役社長就任 平成23年10月 同社代表取締役会長就任 平成25年10月 同社取締役会長就任(現任) 平成27年 8月 当社取締役就任(現任)	2,700株
(選任理由及び期待される役割) 同氏は、長年にわたり(株)遠興の社長を務め、現在は同社会長として引き続き同社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておりますことから、当社取締役会の意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
8	た だ ひろむ 多 田 宏 (昭和11年9月1日) 再 任 社 外 独立役員	昭和35年 4月 学校法人実践学園 実践商業高等学校 商業担当教諭就任 昭和48年 4月 キャニヨン(株)入社取締役管理部長就任 昭和49年 4月 同社専務取締役就任 昭和50年 4月 キャニヨンマニファクチャリングカンパニー U S Aディレクター就任 昭和51年 4月 韓国キャニヨン(株)代表取締役社長就任 昭和53年 4月 旧キャニヨン通商(株)(現タスマン(株))代表取締役社長就任(現任) 平成28年 8月 当社取締役就任(現任)	-
(選任理由及び期待される役割) 同氏は、実践商業高等学校の教諭を経て昭和53年より、プラスチック製スプレー容器類を製造するタスマン(株)の社長を務める傍ら、学校法人実践学園顧問並びに学校法人中央大学の商議員を兼務しており、経営者及び教育者としての経験・知見を当社経営に活かして、当社取締役会の意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	<p>戸田 一誠 (昭和17年5月31日)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>昭和42年 8月 宗教法人日蓮宗 西中山妙福寺 代表役員住職就任</p> <p>昭和52年 4月 公益財団法人立正育英会 評議員就任(現任)</p> <p>昭和55年10月 東京陶芸倶楽部小樽会 会長就任</p> <p>平成17年 7月 ロータリー財団恒久基金日本委員会 委員就任</p> <p>平成19年11月 東京商工会議所練馬支部 評議員及びサービス・情報産業分科会長就任(現任)</p> <p>平成21年 7月 国際ロータリー保健と饑餓支援グループ アジア地区 エリアコーディネーター就任</p> <p>平成24年 7月 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 理事就任</p> <p>平成25年 7月 公益財団法人米山梅吉記念館 理事就任</p> <p>平成29年 8月 当社補欠監査役選任</p> <p>平成30年 8月 当社監査役就任</p> <p>令和 2年 8月 当社取締役就任(現任)</p>	600株
<p>(選任理由及び期待される役割)</p> <p>同氏は、宗教法人の住職を務める傍ら、学生・生徒に対する奨学金支援事業を目的とした公益財団法人の評議員や東京商工会議所の評議員として企業支援にも関与されている等、社会的な活動を幅広くされていることから、高い倫理的観点からの助言が期待でき、当社取締役会の意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	<p style="text-align: center;">はら とも み 原 知 己 (昭和33年2月17日)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外</p>	<p>平成22年 4 月 (株)ベルシステム 2 4 常務執行役員就任 平成26年 3 月 アスパラントグループ(株)入社 平成28年 6 月 三浦印刷(株)代表取締役社長就任 平成29年 6 月 (株)駐車場総合研究所代表取締役就任 平成29年11月 さが美グループホールディングス(株)代表取締役 会長就任 平成30年 2 月 旧東芝プラットフォームソリューション(株)(現 (株)ソード)取締役就任 平成30年 8 月 (株)ヤマト代表取締役社長就任 平成31年 3 月 FCM(株)取締役就任(現任) 令和元年 8 月 当社取締役就任(現任) 令和元年 9 月 NJT銅管(株)取締役就任(現任) 令和元年12月 アウトルックコンサルティング(株)代表取締役会 長兼社長就任 (株)緑測器取締役就任 令和 2 年 1 月 ブレクスHD(株)取締役就任(現任) 令和 2 年 3 月 (株)タンケンシールセーコウ取締役就任(現任) 令和 2 年 4 月 (株)ヤマト取締役就任(現任) 令和 2 年 5 月 アウトルックコンサルティング(株)取締役就任 (現任) 令和 2 年 9 月 ディップソール(株)代表取締役会長就任(現任) 東栄産業(株)代表取締役社長就任(現任) 令和 2 年10月 ユナイテッドソリューションズ(株)代表取締役社 長就任 令和 3 年 8 月 興人フィルム&ケミカルズ(株)代表取締役会長就 任(現任) 令和 4 年 4 月 (株)緑測器代表取締役就任(現任)</p>	-
<p>(選任理由及び期待される役割) 同氏は、アスパラントグループ(株)において同社投資先の経営管理の責任を担っており、三浦印刷(株)、(株)駐車場総合研究所、さが美グループホールディングス(株)等、多くの企業において経営者として事業改善の実績を持たれており、その豊富な経験と高い見識を、当社の経営に活かして、当社取締役会の意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	<p style="text-align: center;">なかにしまさや 中西雅也 (昭和51年3月13日)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p>	<p>平成11年4月 旧(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行 平成14年7月 (株)グラックス・アンド・アソシエイツ入社 平成16年4月 (株)産業再生機構入社 平成19年3月 旧(株)ドーガン・アドバイザーズ(現(株)ドーガン)入社 旧(株)ドーガン・インベストメンツ(現(株)ドーガン)入社 平成20年3月 旧(株)ドーガン・インベストメンツ(現(株)ドーガン)取締役就任 平成22年6月 旧(株)企業再生支援機構(現(株)地域経済活性化支援機構)入社 平成23年8月 (株)アーク取締役就任 平成24年4月 (株)アーク取締役兼常務執行役員、開発支援事業本部長就任 平成26年7月 (株)地域経済活性化支援機構マネージングディレクター就任 平成26年11月 アスパラントグループ(株)入社 平成29年7月 (株)テラケン代表取締役社長就任 令和元年6月 アウトルックコンサルティング(株)取締役就任 令和元年8月 当社取締役就任(現任) 令和元年12月 (株)緑測器取締役就任 令和2年1月 ブレクスHD(株)取締役就任 令和2年8月 長崎運送(株)取締役就任 令和2年9月 ディップソール(株)取締役就任(現任) 東栄産業(株)取締役就任(現任) 令和2年10月 ユナイテッドソリューションズ(株)取締役就任 令和3年2月 FCM(株)取締役就任(現任)</p>	-
<p>(選任理由及び期待される役割) 同氏は、アスパラントグループ(株)において同社投資先の経営管理の責任を担っており、(株)産業再生機構、(株)ドーガン・アドバイザーズ(現(株)ドーガン)、(株)企業再生支援機構(現(株)地域経済活性化支援機構)等、多くの企業において経営者として事業改善の実績を持たれており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして、当社取締役会の意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者 渡邊則夫氏は、(株)遠興の取締役会長を兼務し、同社は当社と資本関係があり、かつ当社子会社と取引関係にあります。その他の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 渡邊則夫氏は、過去に当社社外監査役を務めたことがあります。
3. 取締役候補者 戸田一誠氏は、過去に当社社外監査役を務めたことがあります。
4. 取締役候補者 渡邊則夫氏、多田宏氏、戸田一誠氏、原知己氏及び中西雅也氏は、社外取締役候補者であります。
5. 取締役候補者 渡邊則夫氏の社外取締役としての在任期間は7年間となります。
6. 取締役候補者 多田宏氏の社外取締役としての在任期間は6年間となります。
7. 取締役候補者 戸田一誠氏の社外取締役としての在任期間は2年間となります。
8. 取締役候補者 原知己氏及び中西雅也氏の社外取締役としての在任期間は3年間となります。
9. 取締役候補者 多田宏氏及び戸田一誠氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ており、再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の16頁に記載の通りです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は令和4年9月に同程度の内容で更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 榎本孝之氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
えの もと たか ゆき 榎本孝之 (昭和37年6月5日) 再任 社外 独立役員	昭和62年10月 監査法人中央会計事務所入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成5年1月 榎本公認会計士事務所開設 平成7年9月 税理士登録 平成29年8月 当社補欠監査役選任 平成29年9月 当社監査役就任(現任)	-
(選任理由) 同氏は、監査法人勤務を経て平成5年会計事務所を開業。長年に亘り企業会計・税務に関する業務に携わってこられたことから、豊富な経験と高い専門知識を有し、当社監査役としてその職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者 榎本孝之氏は当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 榎本孝之氏は社外監査役候補者であります。
 3. 榎本孝之氏の社外監査役としての在任期間は4年間となります。
 4. 榎本孝之氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ており、再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の16頁に記載の通りです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は令和4年9月に同程度の内容で更新を予定しております。

以上

(ご参考) 取締役及び監査役の専門性や知識・経験・能力等の一覧表 (スキル・マトリクス)
 本議案に記載の取締役候補者、監査役候補者及び監査役が有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルに関する状況は、次の通りであります。

役員		企業 経営	営業 店舗開発	事業戦略 M&A
氏名	役職			
大野 利美知	代表取締役会長	●	●	●
大野 小夜子	取締役 副会長	●		
秋山 昌之	代表取締役社長	●	●	●
松浦 恵子	専務取締役	●	●	
沼田 豊	取締役			●
菅野 洋	取締役	●		●
渡邊 則夫	取締役(社外)	●		
多田 宏	取締役(社外)	●		
戸田 一誠	取締役(社外)			
原 知己	取締役(社外)	●		●
中西 雅也	取締役(社外)	●		●
小高 芳夫	監査役	●	●	
榎本 孝之	監査役(社外)	●		
園部 経夫	監査役(社外)	●		

※上記は、各人の有する全てのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

財務・会計 ファイナンス	女性 ダイバーシティ & インクルージョン	人事労務 人材開発	法務 コンプライアンス リスク マネジメント	ESG サステナ ビリティ	調剤薬局 事業
			●	●	●
	●	●	●		●
			●	●	●
	●		●		●
●			●	●	●
		●	●		●
			●		●
●		●			
	●		●	●	
●					
●					
			●		●
●			●		
			●		●

株主総会会場ご案内図

住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号

TEL.03-3362-4792

- 交通「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）
 - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）
 - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分（大江戸線）
 - 「新宿駅」西口より徒歩15分（JR線・丸ノ内線・大江戸線等）
- （お車でのご来場はご遠慮ください）

